

千代田区エリアマネジメント活動
推進ガイドライン
骨子(案)

令和4年10月

千代田区

目次

第1章 千代田区エリアマネージメント活動推進ガイドラインの概要	1
1 社会等の背景	1
2 千代田区における背景	2
3 目的	3
4 千代田区におけるエリアマネージメント活動	4
5 位置づけ	9
第2章 エリアマネージメント活動の事例	10
第3章 エリアマネージメント活動の可能性	24
第4章 エリアマネージメント活動で利用できる制度等	31
第5章 エリアマネージメント活動の流れ	64
第6章 エリアマネージメント活動の展開に向けて	67
資料編	69

－本ガイドラインの使い方－

第1章

千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドラインの概要

「エリアマネジメント活動って何?」「誰が取り組むの」といったことについて、千代田区の考え方を示しています。あなたが地域のためにしたいことが「エリアマネジメント活動」になるのに必要な考え方について見てみましょう。

第2章

エリアマネジメント活動の事例

国内外のエリアマネジメント活動の事例について、経緯や具体的に利用した制度等を含めて紹介しています。あなたのやりたいことの参考になる事例があるかもしれません。

第3章

エリアマネジメント活動の可能性

様々な制度等を利用したら、どんなことができるようになるでしょうか。エリアマネジメント活動として「こんなことができるかも」ということを、利用が想定される制度等とあわせて紹介しています。

第4章

エリアマネジメント活動で利用できる制度等

エリアマネジメント活動を実施するうえで、どのような制度等が利用できるかを紹介しています。あなたが地域のためにしたいことに利用できる制度等について調べてみましょう。
※エリアマネジメント活動であること以外に要件があるものについては、資料編で紹介しています。

第5章

エリアマネジメント活動の流れ

エリアマネジメント活動を行う際には、様々な制度等を組み合わせていく必要があります。こういったときにどんな制度等が必要となり、どれくらいの時間がかかるのか、活動のケース別に実現に至るまでの流れを確認しましょう。

第6章

エリアマネジメント活動の展開に向けて

エリアマネジメント活動が、区内で広く展開されていくために今後検討していくべき内容等について整理しています。「こんなことも検討してほしい」ということはぜひご意見をお寄せください。随時検討していきます。

第 1 章

千代田区エリアマネジメント活動 推進ガイドラインの概要

1 社会等の背景

- 日本では、成長都市の時代から成熟都市の時代への移行に伴い、官（行政）による民間開発に対する規制を中心とした平均的、画一的な都市づくりを進めるまちづくりから、競争の時代の都市づくりとして、積極的に地域特性を重視し、地域価値を高めるまちづくりが必要になっていきます。
- そのため、まちづくりの中心が開発（デベロップメント）から管理運営（マネジメント）にも配慮したまちづくりになるとともに、地域で住み、働き、学ぶ様々な方々が、主体的に地域に関わって行う取組みであるエリアマネジメント活動が求められてきています。
- 現在、全国各地においてエリアマネジメント活動が行われており、例えば、住宅地では、住民が建築協定等を活用した良好な街並み景観の形成・維持が行われ、業務・商業地では、市街地開発と連動した街並みづくりや地域美化活動、イベントの開催といった活動が行われています。
- そのような中、今後の都市のあり方として、地域資源として存在する官民の既存ストックを核に「居心地がよく歩きたくなるまちなかづくり」いわゆる「ウォークアブルなまちづくり」の機運が高まる中、その担い手として期待される民間事業者、エリアマネジメント団体等に対する各種支援措置が講じられています。
- さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機にオープンスペース等の重要性が再認識される中、オープンスペース等を活用したイベントや日常的な活動が行うことができるように、エリアマネジメント団体等を支える人材育成、制度等の見直し・検討、ノウハウの展開等も必要となっています。

2 千代田区における背景

- 千代田区は早くからエリアマネジメント活動が活発化した地域として知られています。複数の大企業の連携によって生まれた法人組織から地元事業者や住民が主導する協議会まで、組織も性格も多彩なものがあります。
- 同じ千代田区の中でも地域によって抱える課題や目指す将来像は異なっており、協議会やエリアマネジメント団体等で地域の将来像やまちづくりの進め方などについて検討・協議し、地域のまちづくりの構想やガイドラインをまとめ、それに対応する様々な取り組みを行っています。
- そのような中、千代田区は令和3年5月に「千代田区都市計画マスタープラン」を改定し、将来像を「つながる都心」として定め、「人中心」の量から質に転換したまちづくりの推進により、都心生活の質（QOL: Quality Of Life）を豊かにしていくことを示しています。
- そして、「つながる都心」の実現に向け、千代田区ならではのウォーカブルなまちづくりを推進するため、「ウォーカブル推進都市」となり、令和4年6月に「千代田区ウォーカブルまちづくりデザイン」を策定し、パブリック空間、地域の歴史・文化等の「ウォーカブルな要素」の活用により、質の高い「滞留空間」と「回遊空間」を創出し、多様な人たちの活動を生みだすことを示しています。
- このような背景を踏まえ、地域に関わる一人ひとりが主体となり、都心千代田の緑や水辺、歴史的遺構、まちの文脈や味わいなどの価値、高度な都市基盤等を活かして、地域の価値を向上させる活動を起こし、まちを「使いこなす」ことにチャレンジできるようにするため、公共空間等やエリアマネジメント活動の手法・制度等についてまとめた「千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドライン」を策定します。



■ 区内のエリアマネジメント組織

地域	名称
飯田橋・富士見地域	アイガーデンエアタウンマネジメント協議会
神田公園地域	(一社) 神田駅周辺エリアマネジメント協会
万世橋地域	(一社) 淡路エリアマネジメント
万世橋地域・和泉橋地域	秋葉原タウンマネジメント株式会社
大手町・丸の内・有楽町・永田町地域	(一社) 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会
	(NPO) 大丸有エリアマネジメント協会
	(一社) 大丸有環境共生型まちづくり推進協会
	(一社) 有楽町駅周辺まちづくり協議会
	(一社) 日比谷エリアマネジメント

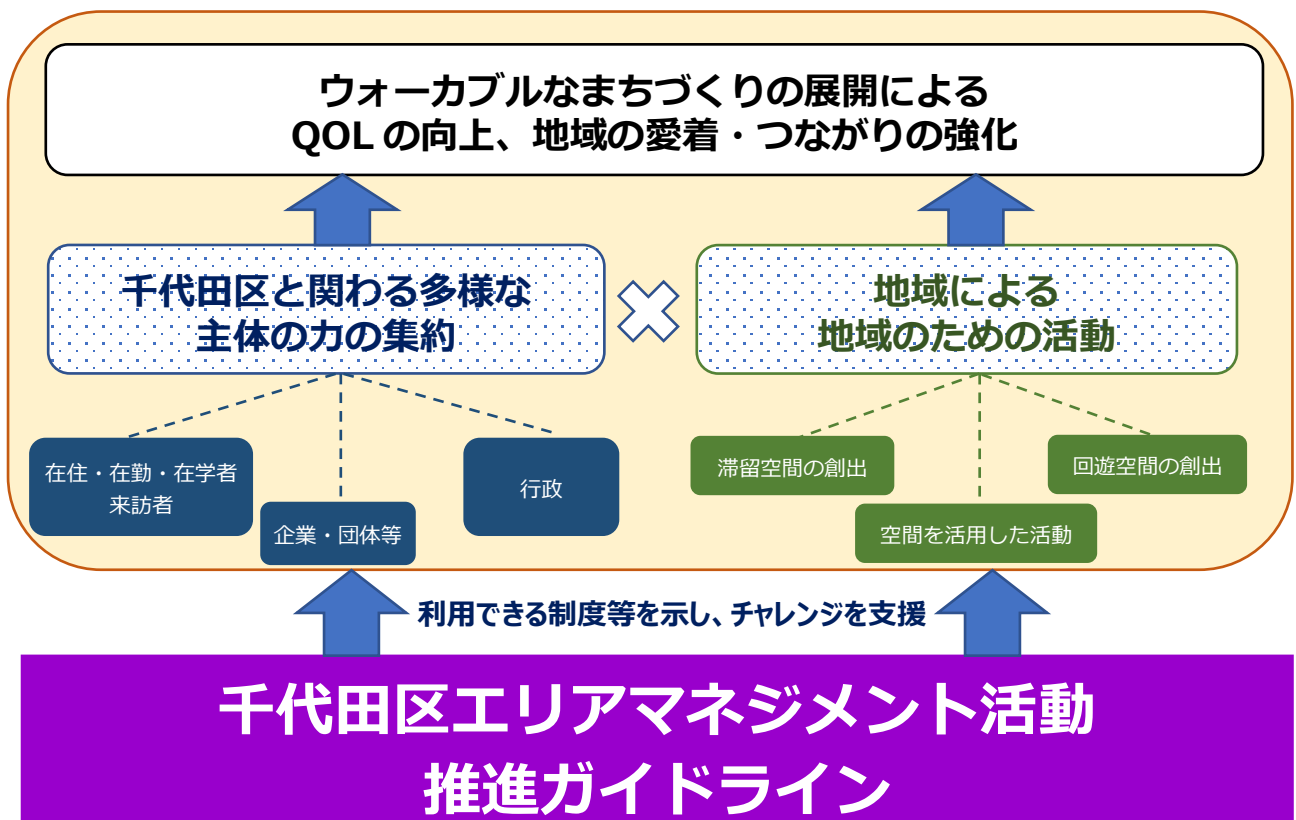
■ 区内のまちづくり協議会等

地域	名称
麹町・番町地域	日本テレビ通り沿道まちづくり協議会
飯田橋・富士見地域	飯田橋・富士見地域まちづくり協議会
神保町地域・神田公園地域	神田警察通り沿道整備推進協議会
神保町地域・万世橋地域	神田駿河台地域まちづくり協議会
神田公園地域	神田駅西口地区まちづくり協議会
万世橋地域	外神田一丁目まちづくり協議会
大手町・丸の内・有楽町・永田町地域	大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会

3 目的

様々な主体の力を集約して、地域自らがその地域の価値を向上させる活動にチャレンジできるようにすることで、ウォーカブルなまちづくりを推進する

- 千代田区ウォーカブルまちづくりデザインにおいて、千代田区におけるウォーカブルなまちづくりは、地域の課題を解決し、「私たち」のQOL（Quality Of Life）の向上を図るとともに、地域の愛着・つながりを強化し、「つながる都心」を実現することを目的として定めています。
- この千代田区ならではのウォーカブルなまちづくりとして、経済活性化や子育て環境の充実、地域の歴史・文化の継承といった地域それぞれのQOLを向上する活動を展開していくためには、地域の力を合わせて様々な制度等の活用が必要となります。
- そのため、本ガイドラインにおいては、それぞれの地域がその地域にあった形で活動にチャレンジできるように、区のエリアマネジメント活動に対する考え方を示すとともに、**地域に住み、働き、学び、訪れる一人ひとりが実施主体となり、企業・団体・行政等と連携しながら、まちを使いこなす**ための各種制度等や事例等を示します。これにより、質の高い「滞留空間」「回遊空間」の創出に向けた、公共空間等を活用した活動や、地域の様々な主体の力を集約した活動を促進していきます。
- また、千代田区は、地域や境界の個性が多様であるとともに、そこで活動する主体も多様であるといった特徴があることから、地域をよくしたいという小さな声からでも力を合わせて取り組むことができるエリアマネジメント活動に関する手法等のもとより、開発事業が契機となるような規模の大きなエリアマネジメント活動に関する手法についても示します。



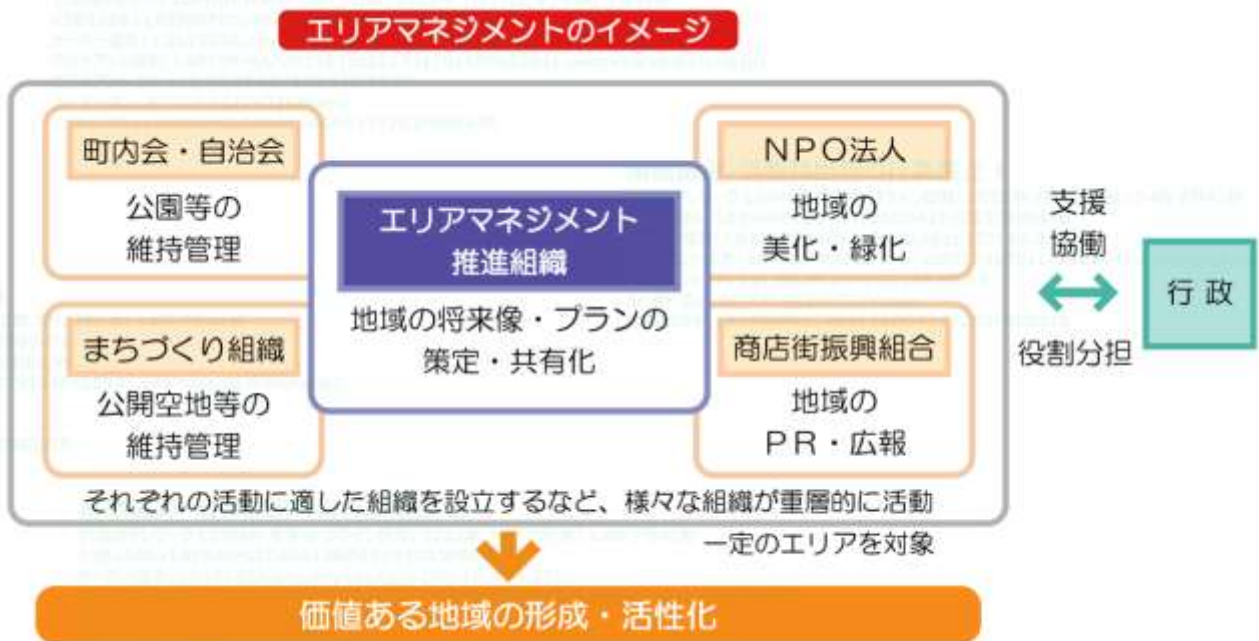
4 千代田区におけるエリアマネジメント活動

(1) エリアマネジメント活動とは

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、
住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み

出典：国交省「エリアマネジメントのすすめ」

- ここで示す「良好な環境や地域の価値の維持・向上」には、快適で魅力に富む環境の創出や美しい街並みの形成、資産価値の保全・増進等に加えて、人をひきつけるブランド力の形成、安全・安心な地域づくり、良好なコミュニティの形成、地域の伝統・文化の継承等、ソフトな領域のものも含まれます。
- 多彩なエリアマネジメント活動が展開されることにより、例えば、住宅地においては、快適で魅力的な環境の創出、美しい街並みの形成、安全・安心な地域づくりなどが期待されます。また、業務・商業地では、地域美化やイベントの開催、広報等による地域プロモーションの展開といった取り組みにより、地域の魅力が高まるとともに経済的効果等も期待できます。



出典：国交省「エリアマネジメントのすすめ」

(2) 千代田区におけるエリアマネジメント活動

1 地域の都心生活の質（QOL）向上につながる活動

- 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上のみならず、地域に住み、働き、学び、訪れる多様な人々の都心生活の質（QOL）を向上させる活動と、活動を行う仲間づくり、活動を継続していくための取組み全般をエリアマネジメント活動として考えます。
- このエリアマネジメント活動をとおして、多様な人たちの交流を生み、地域の愛着・つながりを強めていきます。
- 一方で、経済活性化による騒音問題や、賑わい創出による衛生環境の低下など、あるQOLを向上させる活動が、別のQOLを損なうことがないよう留意するとともに、地域の声に耳を傾け、エリアマネジメント活動が地域の求めるものであるかについても留意する必要があります。

コラムを掲載予定

タイトル案「地域の声を活動につなげる」

コラムを掲載予定

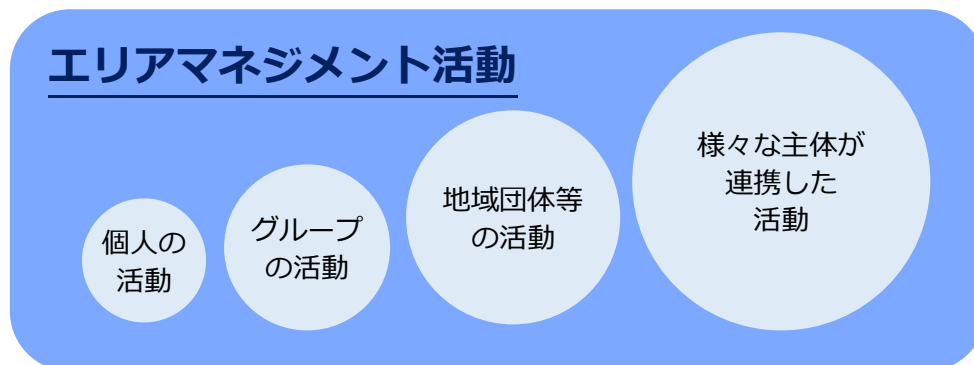
タイトル案「「やりたいこと」を楽しむことが地域のために」

2

地域に住み、働き、学び、訪れる一人ひとりが実施主体

- 地域が求める QOL の向上につながるエリアマネジメント活動の実施主体は、まちづくり協議会、町会のような一定の規模がある地域団体等に限らず、地域に関係する個人やグループ、サークルといった小規模なものも実施主体として考えます。
- 一方で、実施主体の規模とできることの規模や地域への効果等は比例してきます。そのため、同じ考えを持った人たちが集まり、活動の規模を大きくしたり、様々な主体が連携して活動をしたりすることで、エリアマネジメント活動の地域への効果が高まります。
- また、様々な主体の連携がエリアマネジメント団体の設立につながり、エリアマネジメント団体が地域の将来像、地域の求める QOL について定め、個人・グループといった様々な主体の活動の受け皿となるとともに、団体自身も活動を行うことで、それぞれのエリアマネジメント活動が一時的なものではなく、日常的に行われるものとなることが期待されます。

▼エリアマネジメント活動の規模と地域への効果等が比例することのイメージ



▼様々な主体が行うエリアマネジメント活動の連携のイメージ

地域に住み、働き、学び、訪れる人たちが求める QOL

団体や組織としてではなく、地域をよくしたいという個人の考えに基づく活動です。活動が、地域の求める QOL の向上につながる必要があります。

例：自宅の外側にプランターを置くなどの緑化活動や、自宅周辺の掃除などの環境美化活動 等



個人の活動

町会、まちづくり会社、NPO などが、地域の声を地域の信頼を得て、地域の QOL の向上のために行う活動です。
例：地域イベントの実施、地域ルールなどの検討 等

連携

連携

地域の QOL の向上につながる活動を、様々な主体で連携して行うことで、最大限の効果を発揮



グループの活動



地域団体等の活動

連携

地域をよくしたいという考え方について、同じ方向性を持った人たちが集まって行う活動です。活動が、地域の求める QOL の向上につながる必要があります。

例：地域の掃除活動、地域の緑（公園、路上プランター等）の維持管理活動 等

▼地域の活動をエリアマネジメント団体が受け止め、日常化に至るイメージ



エリアマネジメント団体

地域の将来像

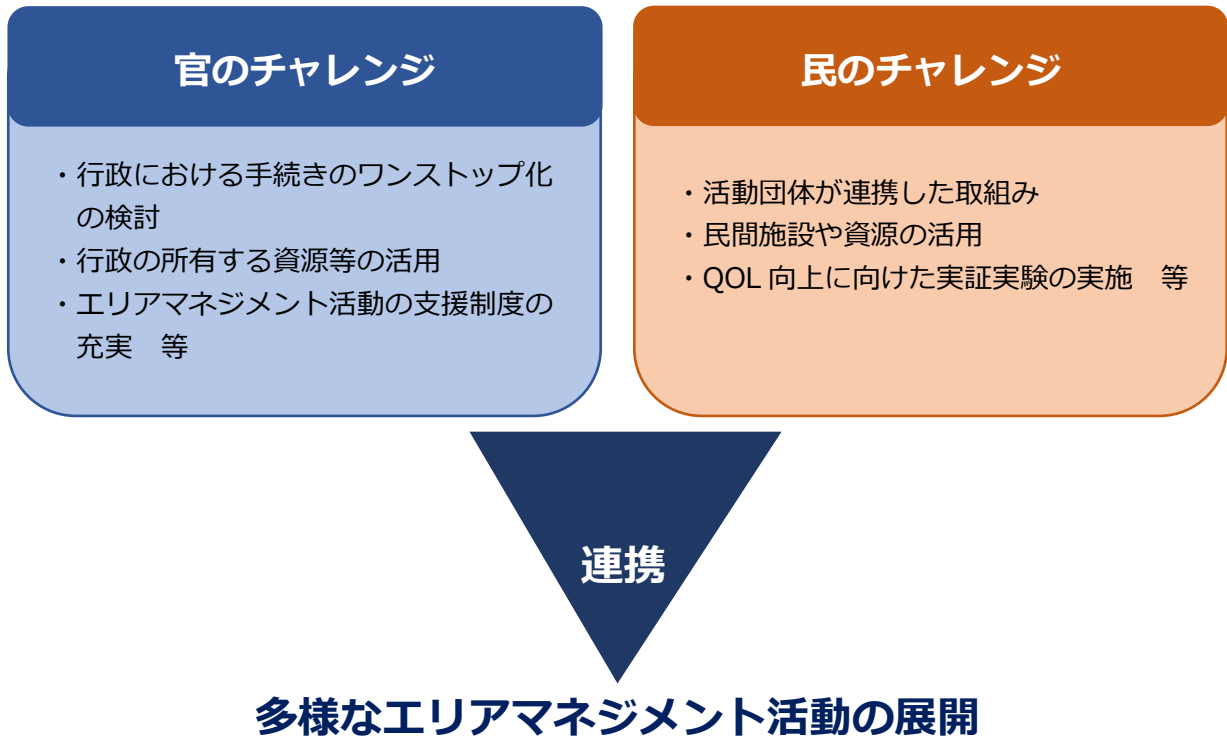
地域の求める QOL

活動の日常化

3

官民の連携したチャレンジにより展開

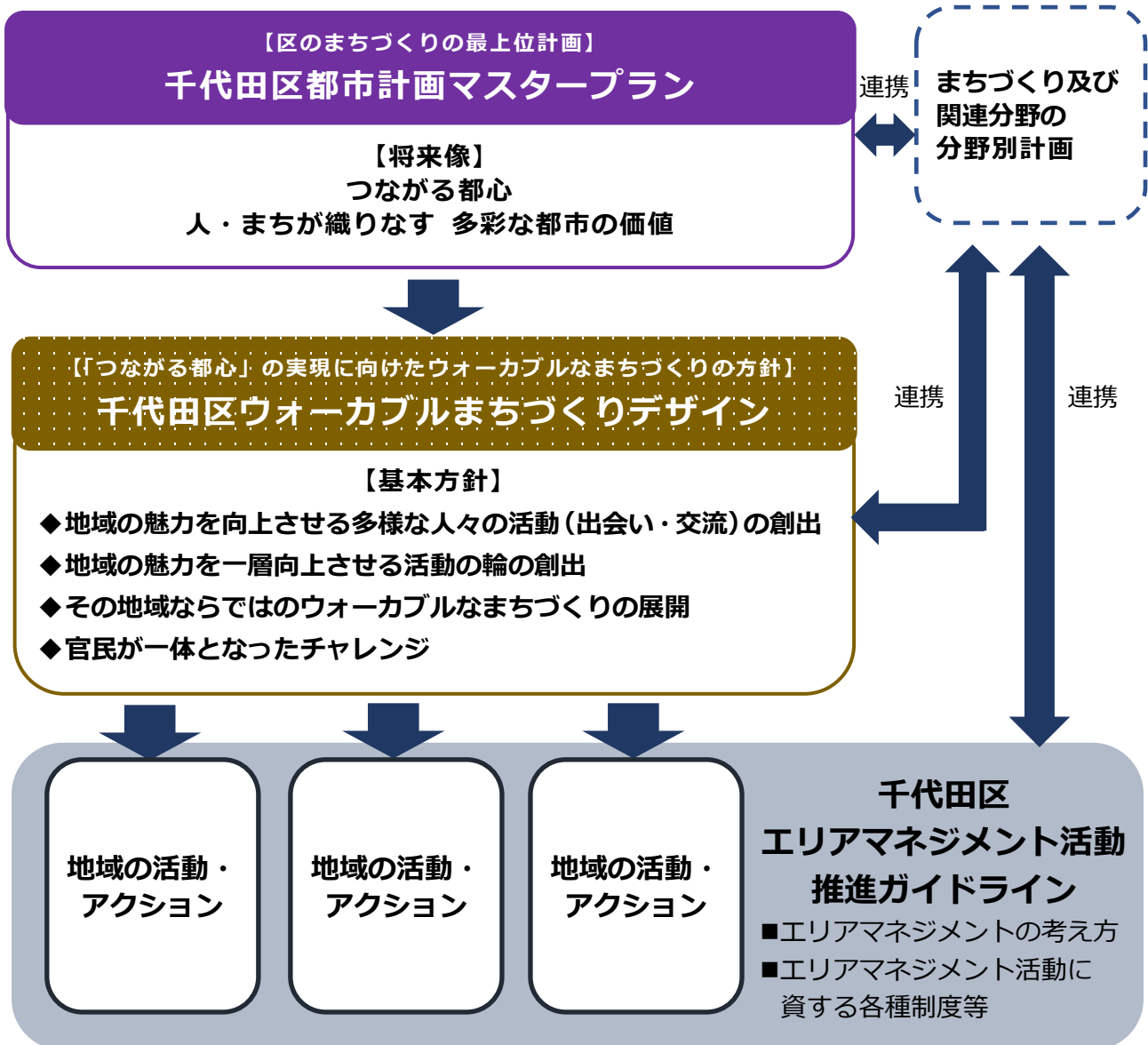
- 地域の求める QOL の向上につながるエリアマネジメント活動は、官民が連携し、前例にとらわれずチャレンジすることで実現していきます。



官民連携によるチャレンジの参考事例を掲載予定

- ・ 大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり懇談会
- ・ 丸の内ストリートパーク 等

5 位置づけ



第 2 章

エリアマネジメント活動の事例

- 千代田区内や国内外のエリアマネジメント活動の事例を整理し、それぞれの活動目的、実施主体、活動内容、効果や活用した制度等を紹介します。
- 活動の事例では、個人による活動から団体による活動まで主体ごとに、様々な目的をもったエリアマネジメント活動を紹介しています。あなたが地域でやりたいことを実現するための参考にご覧ください。

▼千代田区内の事例紹介の一覧表


番号	実施主体	名称
1	個人・グループ	公園・道路等の自主的な管理・清掃
2	グループ	商店街や同業種団体の主催イベント
3	グループ	日比谷公園の日比谷音楽祭

▼千代田区以外の事例紹介の一覧表

番号	実施主体	名称	場所
1	個人	公共空間等での音楽演奏・パフォーマンス	東京都
2	個人・グループ	レモネードスタンド	東京都
3	グループ	キッチンカー	大阪府 豊中市
4	グループ	隅田川マルシェ	東京都 墨田区
5	グループ	自治会による地区計画	神奈川県 横浜市
6	まちづくり団体	商店街による地区計画	香川県 高松市
7	まちづくり団体	公開空地におけるヨガイベント	東京都 港区
8	まちづくり団体	まちなかの映画会	東京都 新宿区
9	まちづくり団体	九品仏川緑道の美化活動	東京都 世田谷区
10	まちづくり団体	大阪 BID	大阪府 大阪市
11	まちづくり団体	県庁通り歩いて楽しい道路空間創出事業	岡山県 岡山市
12	個人	個人などによる大道芸	オーストラリア
13	グループ（自治会）	地域住民による地区計画	イギリス
14	まちづくり団体	タイムズ・スクエア BID	アメリカ


▼千代田区内の事例紹介

【個人・グループ】 公園・道路等の自主的な管理・清掃

実施主体	・町会・商店会・学校・ボランティア団体や企業等	 <p>▲公園の清掃</p>
事業時期	2002年9月～	
目的	・まちに潤いを与えるとともに、地域の環境美化やコミュニティの活性化を図る	
活動内容	・清掃・ごみ拾い、除草、花壇の世話（水やりなど）、植栽・植樹 ・活動団体数：23団体（平成26年度9月末現在）	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が一体となって活動し、生活の魅力を高める仲間づくりや活動が活発化した。 ・地域の緑化推進の普及啓発の促進につながった。 	
活用した制度	・アダプト制度	


千代田区 HP、総務省 HP「アダプト制度の実施状況（都道府県）」、公益社団法人食品容器環境美化協会 HP を基に作成

【グループ】 商店街や同業種団体の主催イベント

実施主体	・千代田区商店街連合会、千代田区商店街振興組合連合会およびそれらに加盟する商店会または商店街振興組合	 <p>▲神田カレーグランプリ</p>
事業時期	適時	
目的	・商店街の振興 ・区民生活の安定確保	
活動内容	・神田カレーグランプリ、神田技芸祭 11 等の開催 ・神田技芸祭 11 では三味線、バンド演奏などのパフォーマンスが行われた。	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・400 店以上が集まる日本有数の「カレーの街」として認知され、地域の魅力向上につながった。 ・多様な人々が集まり、交流し、地域の活性化につながった。 	
活用した制度	・千代田区立広場の設置及び管理に関する要綱	

千代田区 HP、千代田区商店街連合会 HP、千代田区商連会報（H23.12.5）を基に作成


【グループ】 日比谷公園の日比谷音楽祭

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・日比谷音楽祭実行委員会 	 <p>▲日比谷音楽祭</p>
事業時期	<p>2019年～</p>	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・「フリーの」「世代をつなぎ、ジャンルの枠を超える」「子供たちの音楽の芽を育てる」「質の高い音楽体験を届ける」「新しい音楽の循環を生む」「東京の街から日本を元気にする」音楽祭 	
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ライブ、ワークショップ、トークショー等 ・2022年の来場者数は3日間で約10万人以上 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の文化的な活用により、公園の魅力・価値を向上させるとともに、周辺エリアにおける業務機能と商業・文化交流機能の複合的な魅力の充実に寄与した。 	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・無料での開催は、クラウドファンディングや企業の協賛、助成金 ・文化庁「ARTS for the future! 2」 	

日比谷音楽祭 2022HP を基に作成

▼千代田区以外の事例紹介

【個人】 1 公共空間等での音楽演奏・パフォーマンス（東京都）

実施主体	・個人からグループまで	
事業時期	2005年～	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・アーティストたちが互いに切磋琢磨して、創造し表現する場を提供 ・都民や東京都を訪れる方が身近な所で文化に親しむ機会を提供 	
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都が審査し、合格したアーティストはライセンスを交付され、東京都が指定する都立公園や民間施設等の決められた場所で、予約した日時に、音楽演奏やパフォーマンスを実施 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が気軽に文化や芸術と出会う機会の創出につながった。 ・公園に賑わいを呼び込みきっかけとなった。 	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘブンアーティスト事業 	

▲公園内に行われたパフォーマンス

東京都生活文化スポーツ局 HP、
東京都の文化政策「ヘブンアーティスト事業」と現代都市空間（2006 都市文化研究）を基に作成

【個人・グループ】 2 レモネードスタンド（東京都）

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・個人からグループまで (サポート：レモネードスタンド普及協会) 	
事業時期	2013年～	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・小児がんや小児医療支援 ・ボランティア活動や社会貢献に対する意識を高める 	
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・小児がんや小児医療支援のため、レモネードスタンド普及協会によるレモン果汁の無償提供を受け、民間敷地やイベント会場等で、レモネードを販売による募金活動を実施 ・2013年には年間10件だったが、2018年には200件にまで広がった。 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・集められた寄付により、地域の小児がんの支援の輪が広がり、地域活動の活発化につながった。 	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・食品営業許可 ・道路占用許可と使用許可 ・公園占用許可と使用許可 	

▲レモネードスタンド


レモネードスタンド普及協会 HP を基に作成

【グループ】 3 キッチンカー（大阪府 豊中市）

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・キッチンカー事業者（株式会社 Mellow） ・豊中市 	 <p>▲公園内にキッチンカーによる飲食販売</p>
事業時期	2020年～	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・with コロナ、after コロナにおけるまちの賑わい創出 ・地域の住民や公園の利用者の利便性の向上 	
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・キッチンカー事業者を通して、市が限定された場所（公園等）と時間を予約し、飲食販売を実施 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート回答者の約96%がキッチンカーの取組みが必要と回答し、子育て世帯と高齢者に便利であるという意見もあった。 ・キッチンカーの利用回数について、複数回利用した方が約3割となった。 ・キッチンカー利用者と売上率とも増加傾向となった。 ・公園利用者と周辺地域住民の利便性の向上、また、来園への動機付けや新たな公園の活用へのきっかけにつながった。 	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の占用許可特例制度 ・食品営業許可 	

豊中市のHP、公園・住宅団地へのキッチンカー提供の社会実験報告書（2020年 豊中市）を基に作成

【グループ】 4 隅田川マルシェ（東京都 墨田区）

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・隅田川マルシェ実行委員会 ・東京都建設局河川部 ・墨田区・台東区 ・個人（出店者） 	 <p>▲水辺空間を活用した隅田川マルシェ</p>
事業時期	2019年～	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・隅田川を中心とした水辺の賑わいを創出し、新しい文化圏を構築 	
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の実施委員会が確保した隅田川沿いの会場で、個人事業者が出店し、農産物、食品、物品を販売 ・来場者（特に子ども）が参加できるワークショップを開催 ・2019年5月の開催では、約40店舗が出店し、約4,500名が来場した。 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺とまちの連続性・回遊性が向上し、水辺の賑わいの創出につながった。 	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・河川敷地占用許可制度 ・食品営業許可（飲食関係の出店者のみ） 	


隅田川マルシェ実行委員会のHPを基に作成

【グループ】 5 自治会による地区計画（神奈川県 横浜市 青葉美しが丘中部自治会）

<p>実施主体</p>	<ul style="list-style-type: none"> 青葉美しが丘中部地区計画づくりアクセス委員会（美しが丘中部自治会所属） 	 <p>▲地域内にあるユリノキ通りの景観</p>
<p>事業時期</p>	<p>2003年～</p>	
<p>目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> 街並みと居住環境の維持 	
<p>活動内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 美しが丘中部自治会が地区計画づくりアクセス委員会を設置 委員会が地域の意向調査を行い、市に地区計画の策定を要望 当該地区の地区計画により、建築物の用途制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限などを規制し、門灯や常夜灯等の設置や生活マナー（騒音・臭気の発生防止）など地区計画で規制できない内容について、委員会が「街並みガイドライン」を策定 住民によるワーキンググループで地域の環境保全活動（道路保全、自治会館周辺の環境整備、歩行者専用道路や遊歩道の修景計画研究等）を実施 委員会が来街者向けに、建築活動等に関する地区ルールがあることを認知してもらうための標識を設置 ガイドラインの運用、行政との調整、将来的な地区計画等の見直しなどを含め、委員会主催の月1回の定例会で情報交換 	
<p>効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画の目標である「近隣相互の生活環境への配慮が感じられる緑豊かなゆとり感のある美しい低層住宅地」が維持されている。 住民や事業者により、地区計画とガイドラインに基づいた建築行為等を行うことにより、地域内の建築物の形状、色彩及び緑化行為をある程度コントロールできるようになった。 住民が地域内のまちづくり活動により、住環境や街並み等に関心を持って呼びかけ合うようになった。 	
<p>活用した制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地区計画制度 	

地域運営組織の諸活動（2016年 総務省）、
 青葉美しが丘中部地区街づくりハンドブック（2022年 美しが丘中部自治会）を基に作成

【まちづくり団体】 6 商店街による地区計画（香川県 高松市）

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・高松丸亀町まちづくり株式会社 (高松丸亀町商店街振興組合が95%出資) 	
事業時期	1987年～	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が集い交流・連携するステージとしての商店街づくり ・居住者を取り戻すことによる人口流出や中心市街地の空洞化の抑止 	
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高松丸亀町商店街振興組合が95%、高松市が5%を出資した民間主導型のまちづくり会社「高松丸亀町まちづくり株式会社」を設立 ・民間都市再生事業計画を市に提案した。 ・地区計画でビルを1.5mセットバックし、道路管理者・交通管理者との協議を経て、緊急車両の通行を妨げない範囲で、道路空間に植栽・ベンチを設置 ・商店街の中に、自転車レーンを整備 ・バリアフリー化により、障害者や高齢者が歩きやすい街路を整備 ・ドーム広場の拡張により、象徴的な空間の形成及びマルシェなどのイベントを開催 ・住宅整備と高齢者用医療施設を設置 ・定期借地と駐車場の収入を住宅整備や地域医療再生に活用 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の人口が約13%増加し、世帯数は約23%増加した。 ・地域内の空き店舗率が約1%減少した。 ・平日の歩道者通行量が約5%増加し、休日の通行量は約22%増加した。 ・商店街振興組合が主催するイベントのほか、行政・民間企業・NPO法人・学生等多様な主催者により、年間約200件ものイベントが開催されている。 ・ベンチで休憩したり交流したりと、市民の憩いの場となっている。 	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・民間都市再生事業計画認定制度 ・地区計画制度 ・まちづくり会社制度 	

▲商店街内の道路空間に植栽・ベンチを設置

都市再生整備計画を活用した官民連携方策検討調査報告書（2012年 国土交通省）、
「人が集う広場」の整備と魅力的な地域イベントにより来街者増効果（2018年 中小企業庁）、
都市再生の取組事例 高松駅周辺・丸亀町地域（2020年 内閣府地方創生推進事務局）を基に作成

【まちづくり団体】 7 公開空地におけるヨガイベント（東京都 港区）

実施主体	・森ビル株式会社
事業時期	2014年～
目的	・地域活性化による賑わいの形成
活動内容	・東京のしゃれた街並みづくり推進条例に登録された有効空地を利活用し、ヨガイベント（有料の公益活動）を開催
効果	・2014年以来、年間約33日間、各回定員100人のヨガイベントを開催し、春と秋の定番な活動になった。 ・まちに賑わいを呼び込みきっかけとなった。
活用した制度	・東京のしゃれた街並みづくり推進条例



▲ヨガイベントの開催の様子

民間空地等の多様な利活用に関する事例集（2020年 国土交通省）を基に作成

【まちづくり団体】 8 まちなかの映画会（東京都 新宿区）

実施主体	・一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会 ・野村不動産株式会社
事業時期	2018年～
目的	・賑わいの創出
活動内容	・東京のしゃれた街並みづくり推進条例に登録された有効空地を利活用し、無料で映画上映イベントを開催
効果	・来訪者や外国人観光客等を誘引するとともに、ナイトタイムの滞留人口が増加した。 ・各ビル主催イベントと連携し、エリア全体で賑わいを創出するとともに、エリアの認知度が向上した。
活用した制度	・都市再生推進法人 ・東京のしゃれた街並みづくり推進条例



▲映画会の開催の様子

一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会のHP、
民間空地等の多様な利活用に関する事例集（2020年 国土交通省）を基に作成

【まちづくり団体】 9 九品仏川緑道の美化活動（東京都 世田谷区 目黒区）

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社ジェイ・スピリット ・自由が丘商店街振興組合 ・世田谷区 ・目黒区 	
事業時期	<p>1996 年～</p>	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車問題の解消 ・来街者の憩いの場の創出による地域の活性化 	
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前商業地区にふさわしい商業環境の形成や歩行者空間の創出を図るため、セットバックや屋外広告物を規制する地区計画を策定 ・2002 年商店街振興組合や住区住民会議・町会が主体となった「株式会社ジェイ・スピリット」というまちづくり会社を設立 ・魅力的な街並みを形成するため、株式会社ジェイ・スピリットが街並みルール「自由が丘街並み形成指針」を策定 ・ベンチ、プランター等ストリートファニチャーの設置、無電柱化による歩行者空間の創出 ・道路空間を活用したイベントの開催 ・広告設置や教育事業支援、カード事業などの地域活動を通じて資金を獲得し、これをまちづくり活動に還元 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチの増設と別の場所に駐輪場を整備することで、路上駐輪が減少した。 ・国家戦略道路占用事業の道路占用特例で、これまで敷地内でしかできなかったサービスの提供・販売を公道上で行うことができるようになった。 ・「世界のスイーツ」、「自由が丘スイーツフェスタ」の開催により、毎年約 50 万人も地域に訪れ、賑わいを創出した。 	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり会社制度 ・都市再生推進法人 ・道路占用許可の特例制度（国家戦略道路占用事業） ・地区計画制度 	

▲道路にベンチ等のストリートファニチャーの設置

目黒区の HP、
株式会社ジェイ・スピリットの HP、
歩行者中心の道路空間の活用マニュアル（2021 年 東京都都市整備局）、
地域づくりを支える道路空間再編の手引き（2018 年 国土技術政策総合研究所）を基に作成

【まちづくり団体】 10 大阪 BID（ビジネス活性化地区）（大阪府 大阪市）

<p>実施主体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市 ・一般社団法人グランフロント大阪 TMO（都市再生推進法人） 	
<p>事業時期</p>	<p>2014 年～</p>	
<p>目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・官民連携による高質な公共空間の創出及び維持、安全安心な地域づくり、国際集客力の向上等による都市再生の推進、大阪市の魅力の向上 	<p>▲沿道の歩道空間にオープンカフェを設置</p>
<p>活動内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道空間の管理に係る活動については、地権者から分担金を徴収し、エリアマネジメント団体（グランフロント大阪 TMO）に交付 ・オープンカフェの設置やプロモーションイベントの開催等、公共・民間空間を活用した集客活動を展開 ・街灯、ベンチ、植栽等の設置 ・安全安心な地域づくりや放置自転車の対策として、警備員を配置 ・広告設置等による収益をエリアマネジメント活動に還元 	
<p>効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・グランフロント大阪の来訪者数が目標の 1.4 倍に達し、地域の賑わい創出が実現した。 ・エリアマネジメント団体が安定的に活動資金を得られるようになった。 ・官民連携による一体的な公共空間の管理により、エリア全体の地価が高まった。 	
<p>活用した制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画制度 ・都市再生推進法人 ・都市再生整備計画 ・都市利便増進協定 ・地方自治法の分担金制度 ・国家戦略道路占用事業 ・大阪市エリアマネジメント活動促進制度（大阪市エリアマネジメント活動促進条例、大阪市うめきた先行開発地区エリアマネジメント活動事業分担金条例） <p>（大阪版 BID 制度は地区計画制度、都市再生推進法人、都市利便性増進協定、地方自治法の分担金を一体化し、エリアの地権者から大阪市が分担金を徴収、活動資金の補助金としてエリアマネジメント団体に交付する制度）</p>	

大阪市の HP、
 地方創生まちづくり エリアマネジメント（2017 年 内閣府地方創生推進事務局）、
 エリアマネジメント効果と財源（2020 年 小林重敬+森記念財団）を基に作成

【まちづくり団体】 11 県庁通り歩いて楽しい道路空間創出事業（岡山県 岡山市）

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山市 ・県庁通りミーティング協議会 	
事業時期	2020年～	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・車中心から人優先の安全で快適な、歩いて楽しい道路空間の創出 ・官民連携による県庁通りの魅力とポテンシャルの再発見 	▲県庁通りマーケットの開催の様子
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道事業者等から構成する組織「県庁通りミーティング協議会」を設立 ・道路総幅員は変更せず車道を2車線から1車線にし、歩道を片側3.5mから最大約6.0mまで拡幅し、自転車走行空間と十分な歩行空間を確保 ・沿道店舗等が軒先の歩道1mを活用できる仕組みを構築 ・自転車レーン、木陰のできる植栽、ベンチ、連続照明を設置 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者通行量が増加し、特に女性が約20%増加した。 ・通行しやすくなったと思う自転車利用者が約30%増加した。 ・歩道上でのイベントの開催により、回遊性向上と賑わいづくりに一定の効果があった。 	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生推進法人 ・都市再生整備計画 ・道路占用許可の特例制度 	

岡山市のHP、
 県庁通り歩いて楽しい道路空間創出事業（2021年 岡山市）を基に作成

【海外事例】 12 個人などによる大道芸 （オーストラリア メルボルン）

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人や団体（国籍・年齢不問） 	
事業時期	2011 年～	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の活性化 ・ 観光振興 	
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ メルボルン市が審査し、合格した申請者はライセンス（Busking permit）を交付され、市が指定する場所で音楽演奏やパフォーマンスを実施 ・ ライセンス（12 種類ある）によって、販売活動や火気を使用する活動も可能 ・ 14 歳から 17 歳の演者に夜 18 時以降の活動は監督者を必要 ・ 14 歳以下の演者は、時間帯にかかわらず、常に監督者が必要 ・ 一つの場所での活動時間は 30 分以内 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特色のあるストリートパフォーマンスで、観光客や市民を当該エリアにひきつけた。 	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大道芸許可制度（Busking permits） 	

▲歩道内に行われた音楽演奏

メルボルン市の HP を基に作成


【海外事例】 13 地域住民による地区計画 (イギリス シェフィールド)

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ケルハムアイランドとネブセンド地域団体 ・シェフィールド市 	
事業時期	2000年～	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化 ・住環境の維持と向上 	
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・2000年、地域住民が地域団体を設立 ・2019年、地域の意向調査を行い、市に地区計画の策定を要望 ・2020年、年4回地区にある橋（Ball Street bridge）を一時的に歩行者専用地域に制限し、コミュニティーマーケットを開催（住民や地域内の事業者が出店） ・地域にあるドン川による浸水の恐れがあるため、地域住民で取り組んだボランティアチームを立ち上げ、定期的に河川清掃活動を実施 ・ドン川の水辺環境を活用するため、市の再開発計画に親水水辺まちづくりを提案 ・地域のアーティストと連携し、パブリックアート（壁画など）の創作による文化活動を実施 ・IT業者と連携し、地域内における公共施設の不備（道路の穴、街道灯の交換）などを市に報告するシステムを構築 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティーマーケットなどのイベントで、地域活性化と賑わいづくりに一定の効果があった。 ・住環境の満足度と地域の帰属意識の向上に効果があった。 	
活用した制度	<ul style="list-style-type: none"> ・Neighborhood Plan（地区計画） 	

▲コミュニティーマーケットの開催の様子

Kelham Island and Neepsend Community Alliance の HP を基に作成

【海外事例】 14 タイムズ・スクエア BID (アメリカ・ニューヨーク市)

<p>実施主体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイムズ・スクエア アライアンス (BID 組織) ・ ニューヨーク市 	
<p>事業時期</p>	<p>1992 年～</p>	
<p>目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街路環境の向上と犯罪の減少による タイムズ・スクエアに対する印象改善 ・ 賑わいと活気の再生 	
<p>活動内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制服を着用したガードマンとニューヨーク市警察が連携し、公共の場の安全性を強化 ・ 道路清掃やゴミの撤去を実施 ・ 観光客や市民を当該エリアにひきつけるために、大晦日のカウントダウン、アートイベント等特別なイベントや特色のあるプログラムを実施 ・ 観光案内所を設け、観光客に無料でインフォメーションなどを提供 ・ 外灯や公共設備などの様々なプロジェクトを実施し、エリアの全体的な印象を向上 ・ 広報やマーケティング活動を実施し、エリアの認知度を向上 ・ 人々が立ち止まったり、座ったりできる場所を創出するため、当該 BID 組織がタイムズ・スクエアの広場化についてニューヨーク市に提案し、市との連携により広場化を実現 ・ 路上飲食販売店、観光案内スタンド、植栽ポットなどを設置し、空間利用者の利便性を向上 	<p>▲広場化したタイムズ・スクエア</p>
<p>効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者数が 11%増加し、人々の滞在時間が 84%増加した。 ・ 年間 2,600 万人の観光客が訪れる観光スポットとなった。 ・ 1993 年以來、犯罪率が約 50%減少した。 	
<p>活用した制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ BID 制度 	

エリアマネジメント効果と財源 (2020 年 小林重敬+森記念財団)、
海外の B I D の事例～ニューヨーク市の事例中心に (2013 年 大阪市) を基に作成

第 3 章

エリアマネジメント活動の可能性

- 様々な制度等を利用することにより、どのようなエリアマネジメント活動ができるでしょうか。実際に制度等を利用するにあたっては、地域での合意形成や地域特有の事情等を様々な考慮する必要がありますが、ここではそういったことや実現性は考慮せず、「こんなことができるかもしれない」という可能性について示します。あなたが地域のために「やりたいこと」を実現するためのヒントが見つかるかもしれません。

※ 2・5の可能性については、千代田区都市計画マスタープランの改定検討時に行った「ウィズコロナ・アフターコロナにおけるまちづくりを考えるアイデアソン」(令和2年実施)において、生徒・学生から出た意見を基に作成

イメージ図追加予定

1 公園を利用した映画会

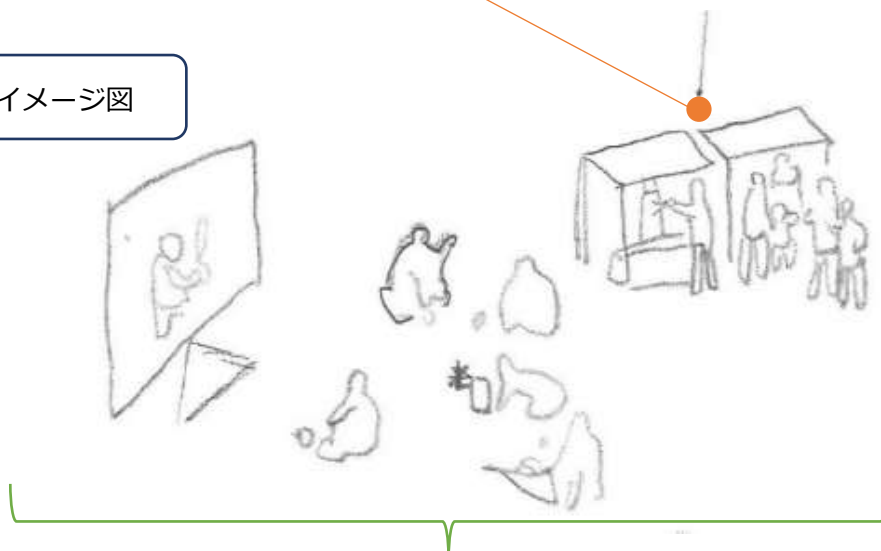
目的：公園で映画会を実施するイベントにより、地域の賑わいの創出を図る。

軽食を提供したい

利用が想定される制度・手続き等

- ・食品営業許可
- ・露店等開設届出
- ・防火管理者選定
- ・行事保険、ボランティア保険 などなど

イメージ図



公園を利用したい

利用が想定される制度・手続き等

- ・公園占用許可
- ・公園使用許可 など

2 道路を利用した運動会

目的：道路空間を利用した運動会の実施により、地域コミュニティの活性化を図る。

イメージ図等を入れる予定です。

道路を利用したい

利用が想定される制度・手続き等

- ・道路占用許可
- ・道路使用許可
- ・行事保険、ボランティア保険 など

3 河川を利用したウォータースポーツイベント

目的：河川空間を利用したウォータースポーツイベントの実施により、地域の賑わいの創出を図る。

スポーツ道具を提供したい

利用が想定される制度・手続き等
・露店等開設届出 など

イメージ図を入れる予定です。

河川を利用したい

利用が想定される制度・手続き等
・河川占用許可
・行事保険、ボランティア保険 など

4 公共空間等を利用した子どもの遊び場づくり

目的：公共空間等の利用により、地域の子どもの遊び場や、区民の憩いの場の創出を図る。

イメージ図を入れる予定です。

公共空間を利用したい

- 利用が想定される制度・手続き等
- ・公開空地の一時占用に関する手続き
 - ・区立広場の占用に関する手続き など

道路を利用したい

- 利用が想定される制度・手続き等
- ・道路占用許可
 - ・道路使用許可
 - ・行事保険、ボランティア保険 など

5 広場を利用した屋外オフィスづくり

目的：広場などのパブリック空間を利用した屋外オフィスを設置することにより、広場利用者の利便性の向上を図る。

イメージ図を入れる予定です。

公共空間を利用したい

利用が想定される制度・手続き等

- ・ 公開空地の一時占有に関する手続き
- ・ 区立広場の使用に関する手続き など

6 歩きながら楽しめる歴史文化資源

目的：地域の歴史文化資源を身近に楽しめるようにすることで、地域の歴史文化資源の活用や周知を図る。

のちほどイメージ図を入れる予定です。

道路を利用したい

利用が想定される制度・手続き等

- ・道路占用許可
- ・道路使用許可 など

第4章

エリアマネジメント活動で利用できる制度等

- 本章では、第1章で示した千代田区におけるエリアマネジメント活動において利用できる制度等について紹介します。
- ここで示す制度等は、制度利用にあたり、実施主体の組織や活動地域についての位置づけ等の指定がないものについて記載しています。一方、制度利用に当たって組織や活動地域等に一定の要件がある制度等については、資料編に掲載しています。

▼活動場所に関する制度等

番号	類別	制度名	参照ページ
1	道路	道路占用許可	32
2		道路使用許可	34
3	公園	公園占用許可	36
4		公園使用許可	38
5	河川	河川敷地占用許可	40
6	公開空間	東京都特定街区運用基準（有効空地の活用）	42
7		千代田区立広場の設置及び管理に関する要綱	46
8	公開空地	公開空地の一時占用	48

▼活動内容によって必要となる手続き等

番号	類別	制度名	参照ページ
9	飲食	食品営業許可	50
10	防火	露店等開設届出	52
11		防火管理者選任届	54
12		火災予防上必要な業務に関する計画届出	56
13	広告	屋外広告物許可申請	58
14	保険	ボランティア保険	60
15		行事保険	62
16	文化	ヘブンアーティスト事業	64

1 道路占用許可

概要

道路上に電柱を設置する場合など、道路に一定の施設を設置し、継続して道路を使用することを「道路の占用」といいます。

路上で行おうとするイベントについては、一定の要件を満たす場合、道路占用許可を得ることができます。(地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用)



- 占用期間：一般占用は5年以内
- 占用料：千代田区道路占用料等徴収条例で定められた額
(都道などの場合、関係部署にお問合せください)

要件

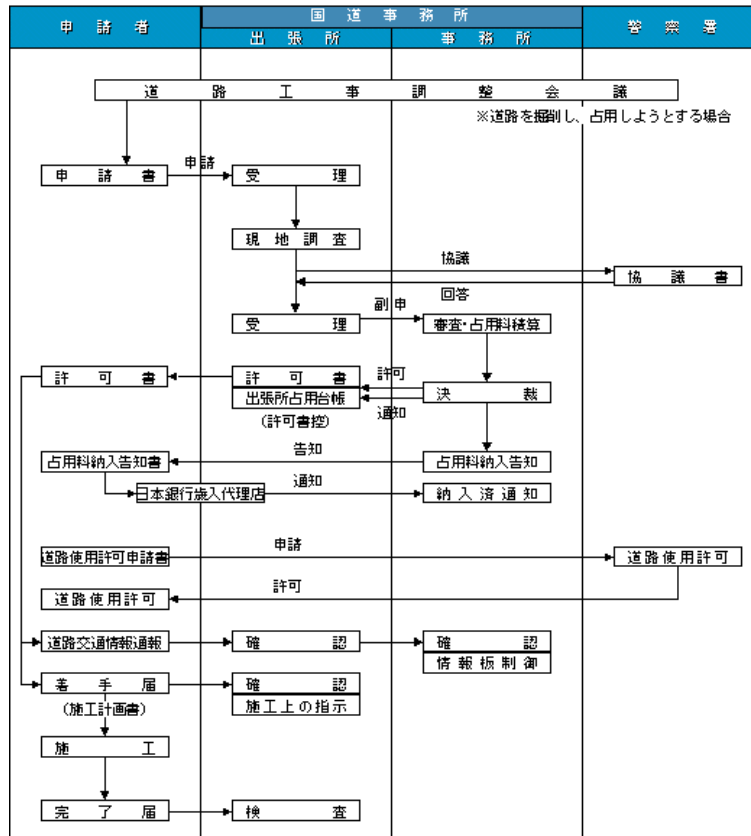
道路占用許可の申請要件は下記のとおりです。

要件	
占用目的	○路上イベントは、地域の活性化や都市における賑わいの創出などの観点から、地方公共団体及び地域住民・団体などが一体となって取り組むものであること
占用主体	○地方公共団体 ○地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会など ○地方公共団体が支援する路上イベントの実施主体（地方公共団体が支援する理由及び内容並びに当該路上イベントに係る占用の許可に関する意見を占用許可申請書に付しているもの）
占用場所	○道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼさない場所であること ○歩道上に路上イベントに伴う占用物件を設置する場合には、原則として、十分な歩行空間（交通量が多い場所にあつては3.5m以上、その他の場所にあつては2m以上）を確保すること
占用物件の構造	○道路の構造に支障を及ぼさないものであり、かつ、周辺の景観、美観等を妨げるものでないこと

留意事項等 (担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定)

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



- 道路占用許可に際しては、道路占用許可申請書、道路使用許可申請書及び添付書類（案内図・平面図・断面図）が必要となります。

問合せ

内容	担当
道路占用許可に関すること	【区道】 千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 占用係 ☎ 03-5211-4235 【都道】 東京都建設局 管理課 占用担当 ☎ 03-3542-1474 【国道】 国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 管理第一課 ☎ 03-3512-9096
道路使用許可に関すること	各地域の警察署 【麹町警察署】 ☎ 03-3234-0110 【万世橋警察署】 ☎ 03-3257-0110 【神田警察署】 ☎ 03-3295-0110 【丸の内警察署】 ☎ 03-3213-0110

2 道路使用許可

概要

道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものは、一般的に禁止されていますが、このうち、道路を活用した地域活動など、それ自体は社会的な価値を有することから、一定の要件を備えていれば、警察署長の許可によって、その禁止が解除される行為を、道路使用許可が必要な行為として道路交通法第77条第1項に定めています。



- 使用期間：工作物の場合、10年以内
イベント等の場合、場所によって異なる（近くの警察署に確認してください。）
- 使用料：警視庁関係手数料条例で定められた額

対象行為

道路使用の許可申請を対象とした行為は下記のとおりです。

	対象行為
1号許可	道路において、工事または作業をしようとする行為
2号許可	道路に石碑、広告板、アーチ等の工作物を設けようとする行為
3号許可	場所を移動しないで、道路に露店、屋台等を出そうとする行為
4号許可	道路において祭礼行事、ロケーション等をしようとする行為

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き

手続きの流れを図で示す予定

- 道路使用許可に際しては、道路使用許可申請書及び道路使用許可申請書の添付書類（道路使用の場合又は区間の付近の見取図、道路使用の方法又は形態等を補足するために公安委員会が必要と認めて定めた書類）が必要となります。

問合せ

内容	担当
道路占用許可に関すること	【区道】 千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 占用係 ☎03-5211-4235 【都道】 東京都建設局 第一建設事務所 管理課 占用担当 ☎03-3542-1474 【国道】 国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 管理第一課 ☎03-3512-9096
道路使用許可に関すること	各地域の警察署（ページ〇を参照）

3 公園占用許可

概要

区立や都立公園の占用を一時に占用する場合は「許可申請」が必要になります。

- 占用期間：10年以内（工作物の場合）
- 占用料：千代田区都市公園条例で定められた額
（都立公園の場合、関係部署にお問合せください）



対象行為

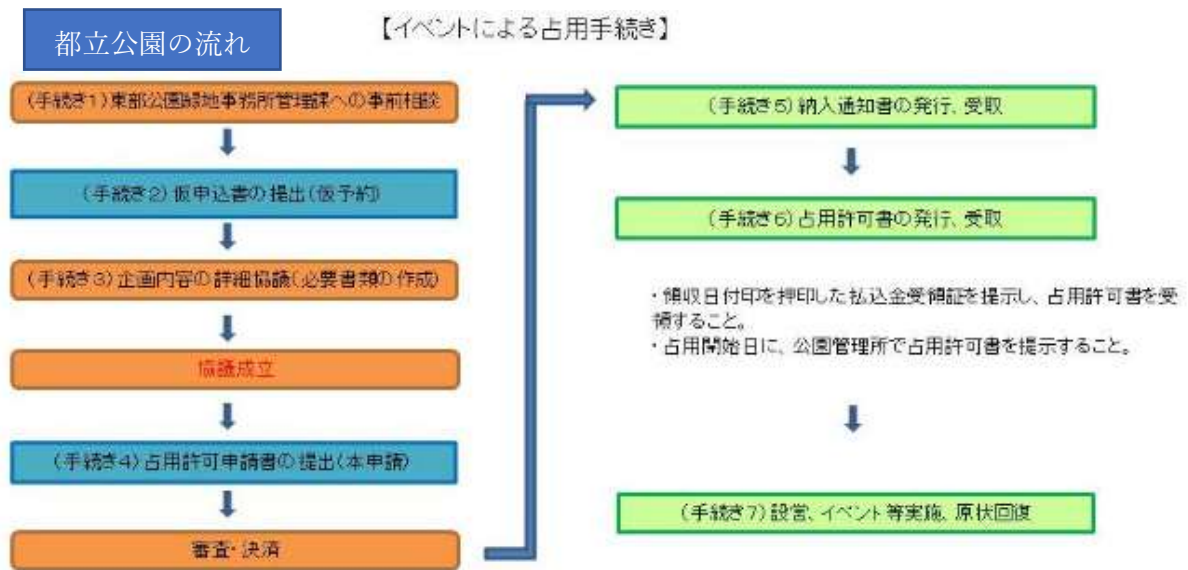
公園管理者の許可が必要となる行為は下記のとおりです。

	内容
①	園内に公園施設以外の物件等工作物を設置する場合
②	イベントなどの催し物
③	町会・自治会行事（盆踊り、お祭り等の催しを行う場合）
④	保育園・幼稚園・児童館などの行事（運動会など）
⑤	映画・ドラマ・雑誌などの撮影
⑥	団体に長時間利用する場合
⑦	防災訓練、消防訓練等において、運動会またはその練習を行う場合
⑧	その他イベント等を行う場合

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



- 公園を占用し、イベントを開催しようとする際は、必ず事前相談をしてください。
- 許可を申請しようとする際は、占用物件の種類、占用の面積、占用物件の管理の方法などを記載した占用許可申請書が必要となります。

問合せ

内容	担当
公園の占用許可申請に関すること	<p>【区立公園】 千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 占用係 ☎ 03-5211-4235</p> <p>【都立公園】 東京都建設局 東部公園緑地事務所 管理課 管理担当 ☎ 03-3821-6145</p>

4 公園使用許可

概要

区立公園の使用は基本的自由使用ですが、個人、自治会などで行事を行うときや工作物を設けて公園の全部または一部区域を独占して使用するとき、事前に許可を受ける必要があります。



- 使用時間：日の出～日の入（夜間禁止）
- 使用料：千代田区都市公園条例で定められた額

対象行為

区役所の許可が必要となる行為は下記のとおりです。

	内容
①	写真、テレビ等の撮影
②	防災訓練
③	健康診断（レントゲン撮影等）
④	その他公園を一時的に使用する行為

しかし、下記の行為については、許可することはできません。

	内容
①	営業活動（販売行為やそれらに付随する行為等）
②	他の利用者の妨げになる行為（公園内からの排除、承諾のない状態での利用者の撮影等）
③	凶器・危険物等の持ち込み、火の使用
④	機材の搬出入、車の乗り入れ等
⑤	デモ活動（保安上の問題や地域住民への影響があるため）

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

下記の手続きの流れを図で示す予定

手続きの流れ

順序	内容	受付場所	必要書類等
1	予約	区役所5階 環境まちづくり総務課占用係	電話または窓口で予約
2	制限行為許可申請	区役所5階 環境まちづくり総務課占用係	・制限行為の許可申請書 ・添付書類
3	制限行為許可書発行	区役所5階 環境まちづくり総務課占用係	・使用料 ・制限行為許可書の受取

- 公園使用許可に際しては、制限行為の許可申請書及び添付書類（図面・企画書・台本のコピー等）が必要となります。
- 区立公園以外の公園での撮影の場合は、各公園管理者にお問い合わせください。

問合せ

内容	担当
公園の使用許可申請に関する こと	【区立公園】 千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 占用係 ☎03-5211-4235 【都立公園】 東京都建設局 東部公園緑地事務所 管理課 管理担当 ☎03-3821-6145
都立日比谷公園管理者	日比谷公園サービスセンター ☎03-3501-6428

5 河川敷地占用許可

概要

河川敷地の占用は、公的主体（地方公共団体等）が、公共性・公益性のある施設（公園、橋梁、送電線等）を設置すること、または民間がイベントの開催などの一時使用が可能になる制度です。

- 占用期間：イベントの場合は、短期間（概ね1日以内）
工作物等の場合は、10年以内

対象

河川敷地占用許可を受けることができる施設は河川敷地占用許可準則第七に掲載されていますが、下記のイベントを河川敷地に開催する場合、許可が必要となります。

イベントの種類	設置例
花火大会	観覧席、テント、花火設備、トイレ等
高水敷を利用したイベント（河川環境等の啓発）	テント、テーブル等
高水敷を利用したイベント（地域振興を目的）	ステージ、舞台等
水面を利用したイベント	台船等
映画・テレビ撮影	撮影設備、テント等
その他	仮設足場等

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き

手続きの流れを図で示す予定

問合せ

内容	担当
占用許可に関すること (神田川、日本橋川)	千代田区役所 ☎03-3264-2111
占用許可に関すること	東京都建設局 河川部 指導調整課 占用担当 ☎03-5320-5409

6 東京都特定街区運用基準(有効空地の活用)

概要

特定街区は、良好な環境と健全な形態を有する建築物を建築し、あわせて有効な空地を確保すること等により都市機能の更新と魅力的な都市空間の保全・形成をし、もって市街地の整備改善を図ることを目的とする制度です。一定の条件の下で、民間も有効空地を活用することができます。



- 占用期間：一回の行為について、90 日以内
同一敷地において、年間 2 回以上占用すれば、全行為の延べ日数が 180 日以内
- 占用面積：当該街区の有効空地実面積の 25%以内

対象行為

有効空地を活用することができる行為は下記のとおりです。

	要件
①	地域の活性化に寄与する行為
②	公衆の文化活動又はレクリエーション活動の向上に寄与する行為
③	東京のしゃれた街並みづくり推進条例第 39 条に規定するまちづくり団体による地域まちづくり活動
④	建設行為又は管理行為
⑤	その他の公共公益に資する行為

また、千代田区における特定街区は下記のとおりです。

	街区名	所在地
①	霞ヶ関 3 丁目 (霞が関ビル、会計検査院)	千代田区霞ヶ関三丁目
②	常盤橋 (日本ビル、朝日生命ビル、大和証券ビル)	千代田区大手町二丁目
③	飯田橋一丁目 (ホテル・グランドパレス)	千代田区飯田橋一丁目
④	紀尾井町 (ホテルニューオータニ)	千代田区紀尾井町
⑤	内幸町二丁目 (日比谷シティー新生銀行)	千代田区内幸町二丁目
⑥	有楽町一丁目 (第一生命、農林中央金庫共同ビル)	千代田区有楽町一丁目
⑦	新幸橋 (第一ホテル、東電)	千代田区内幸町一丁目
⑧	平河町二丁目 (都道府県会館)	千代田区平河町二丁目
⑨	丸の内二丁目 (丸ビル)	千代田区丸の内二丁目
⑩	丸の内一丁目 (日本工業倶楽部会館)	千代田区丸の内一丁目
⑪	丸の内二丁目 (その 2) (明治生命館他)	千代田区丸の内二丁目
⑫	丸の内一丁目 (その 2) (新丸ビル)	千代田区丸の内一丁目

留意事項等 (担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定)

- ○○
- ○○

制度活用手続き

手続きの流れを図で示す予定

- 所有者等、管理責任者又は有効空地の活用をしようとする者は、有効空地の活用届（様式4）により東京都にその旨を届け出て、対象行為の要件に適合していることの確認を受けなければなりません。

問合せ

内容	担当
有効空地の活用に関すること	東京都都市整備局 都市づくり政策部 都市利用計画課 再開発等促進区担当 ☎03-5388-3318

7 千代田区立広場の設置及び管理に関する要綱

概要

区民等の憩いの場として、区立広場が設置されています。広場は基本的に常時開放しており、利用者に特に制限は設けていません。

また、区長が広場において、一定の条件の下で、広場の用途または、目的を妨げない限度でイベント等のための使用を許可することができます。



区立広場

区立広場は下記のとおりです。

名称	所在地
麴町こどもの広場	千代田区麴町六丁目2番地先
飯田橋こどもの広場	千代田区飯田橋三丁目12番3号
昌平橋東橋詰広場	千代田区外神田一丁目1番1号
昌平橋西橋詰広場	千代田区外神田二丁目1番17号
四ッ谷駅前広場	千代田区麴町六丁目6番地先
内幸町広場	千代田区内幸町一丁目5番1号
小川広場	千代田区神田小川町三丁目6番地
西神田けやきの広場	千代田区西神田三丁目36番地
隼町広場	千代田区隼町1番
岩本町馬の水飲広場	千代田区岩本町三丁目10番先
西神田百樹の広場	千代田区西神田三丁目39番2
秋葉原駅東口広場	千代田区佐久間町一丁目22番地先
大和橋広場	千代田区岩本町三丁目6番地先
秋葉原中央令和広場	千代田区神田松永町200番地

留意事項等 (担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定)

- ○○
- ○○

制度活用の手続き

手続きの流れを図で示す予定

問合せ

内容	担当
占用許可に関すること	千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 財産管理係 ☎ 03-5211-4234

8 公開空地の一時占用(総合設計制度)

概要

建築基準法に基づく総合設計制度は、建築物が密集し、公共的な空間に乏しい市街地において、一般の通行者が自由に利用できる公開空地を確保することを目的とした制度です。

また、公開空地は、一般の通行者が自由に通行できる空間だけではなく、整備した通路、環境を向上させるような植込み、芝、池等といった快適な空間となっています。

基本的には公開空地は使用・占用不可ですが、営利を目的とせず、かつ一定な基準を満たした行為であれば使用・占有することができます。

- 占有期間：1回の行為について、90日以内
同一敷地において、年間2回以上占有すれば、全行為の延べ日数が180日以内
- 占有面積：当該敷地の公開空地の50%以内

対象行為

一時占有することができる行為は下記のとおりです。

要件	例
地域の活性化に寄与する行為	町会の催し
許可を受けた建築物及びその敷地内にある工作物に係る建設行為又は管理行為	マンションの改修工事に伴う仮囲い設置
その他の公共公益に資する行為	公共的自転車駐車場の設置

留意事項等 (担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定)

- ○○
- ○○

制度活用の手続き

手続きの流れを図で示す予定

- 公開空地の一時占有をしようとする場合、様式 8 による公開空地の一時占有申請書を千代田区長に提出し、承認を受けなければなりません。

問合せ

内容	担当
公開空地の一時占有に関すること	千代田区 環境まちづくり部 地域まちづくり課 ☎ 03-5211-3617
特定街区に関すること	東京都都市整備局 都市づくり政策部 土地利用計画課 再開発等促進区担当 ☎ 03-5388-3318

9 食品営業許可

概要

食品衛生法第 55 条の規定により、公衆衛生に及ぼす影響の大きい営業として、飲食店営業をはじめとした 32 業種については都道府県知事の許可が必要です。

また、営業許可の対象となっていない業種を営む営業者は、一部の届出対象外の営業者を除き、管轄の保健所に届出をする必要があります。

対象

食品衛生法施行令第 35 条に規定される 32 業種(許可営業)及び届出対象外営業に該当しない全ての食品等事業者(食品の製造・加工・調理・販売等)は、千代田保健所に営業届出をする必要があります。

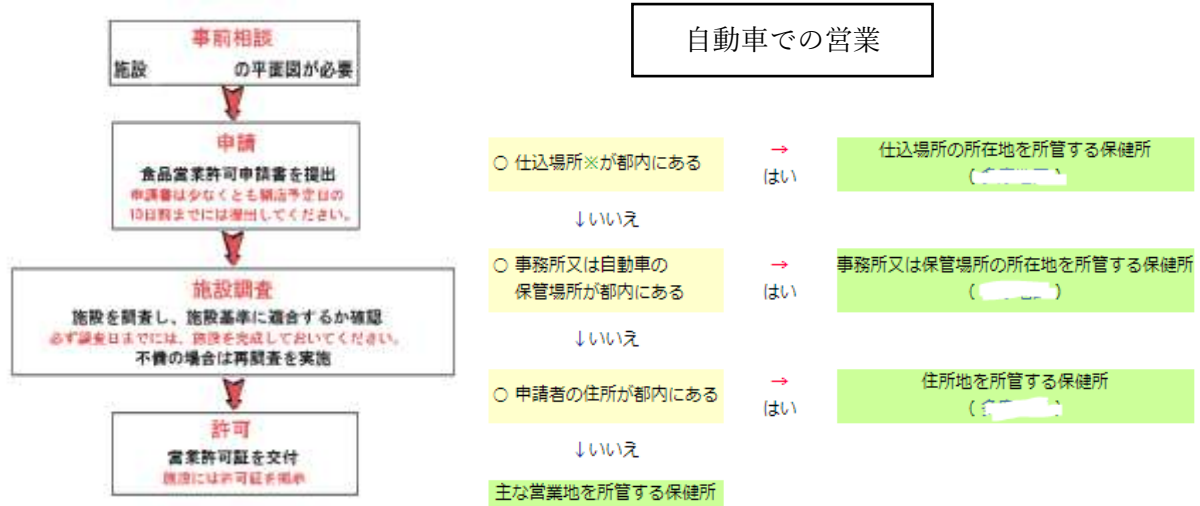


- 許可営業を営む営業者が届出営業も営む場合は、営業許可の申請の他に営業届出も行う必要があります。

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



- 食品営業許可を申請する前に、工事着工前に施設の設計図等を持参のうえ、千代田保健所に事前相談が必要になります。
- 事前相談の後、食品営業許可が必要な場合は、なるべく施設完成予定日の10日くらい前までに、営業許可申請書・営業届、施設の構造及び設備を示す図面、水質検査成績書、食品衛生責任者の資格を証明するもの、申請手数料などを提出してください。
- 自動車で営業する場合は、営業の大要が必要になります。
- 法人の場合は、3か月以内に発行された法人の登記事項証明書（全部事項証明書または現在事項証明書）が必要になります。

問合せ

内容	担当
食品営業許可に関すること	千代田保健所 生活衛生課 食品監視指導係 ☎ 03-5211-8168

10 露店等開設届出

概要

お祭り・イベントなど不特定多数の人が集まる催しにおける火災予防対策の充実強化を図るため、火気使用器具等を使用する露店の開設を伴う多数の者の集合する催しにおいて、露店等開設届出を消防署長に提出する義務があります。



対象

下記の場合は露店等開設届出が必要となります。

	要件
イベント 性質	祭礼・縁日・花火大会・展示会・屋外イベントで、対象火気器具等を使用する露店等を開設
対象火気 器具	発電機、ストーブなど液体燃料（灯油・ガソリン等）を使用する器具 七輪、バーベキューコンロなど固体燃料（炭・練炭等）を使用する器具 卓上型ガスコンロ、ガス炊飯器など気体燃料（プロパンガス等）を使用する器具 電気コンロ、電気ストーブなど電気器具（電気を熱源とする器具）
届出者	露店等を開設する者 催しの主催者・施設の管理者・露店等の開設を統括する者（一つの催しに複数の対象火気器具等を使用する露店等が開設される場合）

※個人的なつながりによるバーベキュー、子ども会における野外催しなどは含まない。

留意事項等 (担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定)

- ○○
- ○○

②露店等の開設届

露店等の開設状況や消火器の設置状況をあらかじめ消防署へ届け出ていただくものです。

(1)届出者

主催者、露店等を開設される方又はその他関係者

(2)届出書類

- ・露店等の開設届
- ・略図(露店等・対象火気器具等・消火器の設置場所を記したもの)



備考

火災予防条例第28条と第69条による「禁止行為解除に関する申請書」、「催物開催届」又は「仮設飲食店開設届」を提出する必要がある場合は、「露店等の開設届」を重複して提出する必要はありません。ただし、略図と同等のものは必須となります。詳細は、所轄の消防署へ確認してください。

- 届出を提出しようとする際は、露店等開設届出書（東京都の場合は、消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書）と消火器等の配置図が必要となります。

※届出書様式については、「東京都消防庁ホームページ」参照

（右の二次元コードからアクセス可）



問合せ

内容	担当
露店等開設届出に関すること	各地域の消防署

11 防火管理者選任届

概要

防火管理制度とは、防火管理の実施を消防法第 8 条及び火災予防条例第 55 条の 3 で義務付けた制度です。

防火管理者は、防火管理業務の推進責任者として、防火管理に関する知識を持ち、強い責任感と実行力を兼ね備えた管理的又は監督的な地位にある方でなければなりません。

そして、防火管理者が選定された場合、消防署に防火管理者選任届の提出義務があります。

対象施設

防災管理者の資格は 2 種類あります。(甲種と乙種防火管理者)

防火対象物(テナント)によって、防災管理者の資格が変わります。

- 防災対象物の区分(福祉施設が入っている防火対象物を除く。)

	特定用途の防火対象物		非特定用途の防火対象物	
防火対象物全体の収容人員と延べ面積	30人以上		50人以上	
	300m ² 以上	300m ² 未満	500m ² 以上	500m ² 未満
防火対象物の区分	甲種防火対象物	乙種防火対象物	甲種防火対象物	乙種防火対象物

- テナントの防火管理者の資格区分(福祉施設が入っている防火対象物を除く)

	甲種防火対象物のテナント				乙種防火対象物のテナント
テナント部分の用途	特定用途		非特定用途		すべて
テナント部分の収容人員	30人以上	30人未満	50人以上	50人未満	すべて
資格区分	甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者	甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者

※福祉施設が入っている防火対象物の場合、「東京都消防庁ホームページ」参照
(右の二次元コードからアクセス可)



留意事項等 (担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定)

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



- 防火管理者選任届出を提出しようとする際は、防火管理者選任届出書と選任された方の防災管理講習修了証（手帳）が必要となります。
※申請様式については、「東京都消防庁ホームページ」参照
（右の二次元コードからアクセス可）



問合せ

内容	担当
防火管理者選任届に関する事	各地域の消防署

12 火災予防上必要な業務に関する計画届出

概要

火災予防上必要な業務に関する計画届出は火災予防条例第 55 条の 3 に基づき、火気使用器具等を使用し、次の要件に該当する大規模な屋外催しのうち、事前に防火担当者を定めて火災予防上必要な業務に関する計画を作成し、消防署長に提出するよう義務付けた制度です。

- 要件：(1) 一日当たり 10 万人以上の人出が予想され、かつ、主催する者が出店を認める露店等の数が 100 店舗を超えるもの
- (2) 上記に準ずる規模であると消防署長が認めるもの

内容

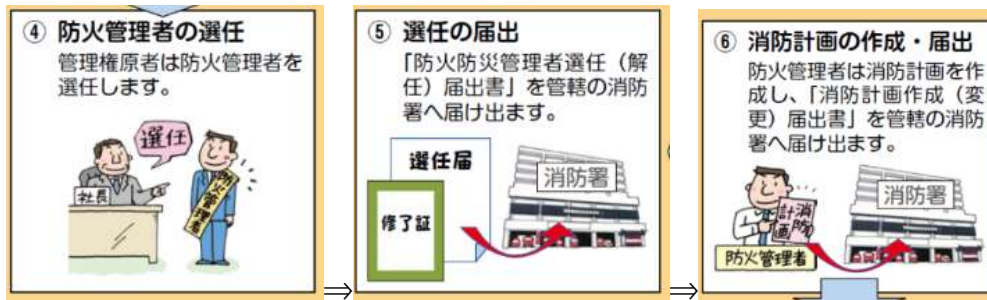
大規模な屋外催しにおいては、防火担当者を定めることとともに、防災担当者による火災予防上必要な業務に関する計画を作成することが必要です。

	火災予防上必要な業務に関する計画の内容
①	火災の予防に関する業務の実施体制の確保に関すること
②	火気使用器具等の使用及び危険物の取扱いの状況の把握に関すること
③	火気使用器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること
④	火気使用器具等に対する消火準備に関すること
⑤	火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること
⑥	消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為に係る消防活動上必要な事項の把握に関すること
⑦	①～⑥のほか、火災予防上必要な業務に関すること

留意事項等 (担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定)

- ○○
- ○○

制度活用の手続き



- 消防計画を提出しようとする際は、防火管理者選任届出書とともに、火災予防上必要な業務に関する計画提出書が必要となります。

※申請様式については、「東京都消防庁ホームページ」参照
(右の二次元コードからアクセス可)



問合せ

内容	担当
防火管理者選任届に関する事	各地域の消防署

13 屋外広告物許可申請

概要

屋外広告物とは、(1)常時又は一定の期間継続して(2)屋外で、(3)公衆に表示されるものであって、(4)看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。

まちの良好な景観を形成するため、屋外広告物の設置する場合、原則として東京都屋外広告物条例に基づく許可を受ける必要があります。

対象

屋外広告物の設置について、下記の場所や物件は広告物の表示を禁止されています。

■ 禁止地区

禁止地区
第一種および第二種低層住居専用地域・第一種および第二種中高層住居専用地域
旧美観地区、風致地区
社寺、教会
公園、緑地、河川
学校、病院、図書館、官公署
道路、鉄道および軌道の路線用地

※自家用広告物の場合、条件に合えば、禁止地区内でも広告物を表示することができます。

■ 禁止物件

橋（歩道橋を含む）、高架道路、標識、街路樹、郵便ポスト、公衆電話ボックス等

留意事項等 (担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定)

- ○○
- ○○

制度活用の手続き

手続き内容	受付場所	必要書類等
(1) 景観協議	区役所5階 景観・都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 景観法に基づく届出等の手続きをご参照ください。
(2) 屋外広告物事前相談	区役所5階 環境まちづくり総務課 占用係	<ul style="list-style-type: none"> 申請書（下書き） 添付書類
(3) 屋外広告物許可申請	同上	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 添付書類
(4) 屋外広告物許可書発行	同上	<ul style="list-style-type: none"> 手数料

- 屋外広告物許可を申請する前に、景観協議を行う必要があります。
 - 屋外広告物許可を申請しようとする際は、屋外広告物許可申請書と添付書類（案内図、仕様書、デザイン図、設計図、配線図、承諾書など）が必要となります。
- ※添付書類、または料金について、「千代田区のホームページ」参照
（右の二次元コードからアクセス可）



問合せ

内容	担当
景観協議に関すること	千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課 景観指導係 ☎ 03-5211-3639
屋外広告物に関すること	千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 占用係 ☎ 03-5211-4235

14 ボランティア保険

概要

千代田区社会福祉協議会によるボランティア保険は、下記の2つの補償がセットになった保険です。

- 国内におけるボランティア活動中の偶然な事故で、ボランティア自身がケガをした場合の「**傷害保険**」
- ボランティア自身が活動の対象者など他人の身体や財物、または名誉毀損・プライバシー侵害等により損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合の「**賠償責任保険**」

対象

対象となるボランティア活動は下記のとおりです。

- 対象となるボランティア活動

対象となるボランティア活動
所属するボランティア活動団体等の会則に則り、企画立案された活動
社会福祉協議会の委嘱を受けた、または社会福祉協議会に届け出た活動

※上記のいずれかに該当する活動で、日本国内での無償活動（交通費、食事代など費用弁償程度の支給は無償とみなす）、かつ、個人の自発的な意思により他人や社会に貢献することを目的とする活動をいいます。

- 対象とならないボランティア活動

対象行事
海難救助または山岳救助ボランティア活動
銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
野焼き、山焼きを行う森林ボランティア活動
チェーンソーを使用する森林ボランティア活動
インターンシップ等や資格取得等を目指した活動
団体構成員の相互扶助や親睦を目的とする活動
自助活動
学校の管理下（授業の一環）として行うボランティア活動 （ボランティアサークル・クラブ活動は対象とします）
PTA、自治会、町内会、マンション管理組合等の会員の共通の利益、親睦を目的とした活動
企業等の営利事業の一環として行う活動

留意事項等（担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定）

- ○○
- ○○

制度活用の手続き

手続きの流れを図で示す予定

- ボランティア保険に加入しようとする際は、加入申込票、加入者名簿、払込用紙が必要となります。
- 千代田区社会福祉協議会に「ボランティア活動希望及び保険加入連絡用紙」を提出することにより、千代田区社会福祉協議会のボランティア保険料助成制度を利用することができます。

問合せ

内容	担当
ボランティア保険に関すること	社会福祉法人 千代田区社会福祉協議会 ☎03-6265-6522
	有限会社 東京福祉企画 ☎03-3268-0910

15 行事保険

概要

千代田区社会福祉協議会による行事保険は、国内における、福祉活動やボランティア活動を目的として、または、市民活動の一環として、非営利の団体が主催する行事参加中に下記の2つの補償がセットになった保険です。

- 行事参加者が偶然な事故でケガをした場合の「**傷害保険**」
- 行事主催者が行事参加者など他人の身体や財物に損害を与え、行事主催者が法律上の賠償責任を負った場合の「**賠償責任保険**」

また、事前に人数の確定が難しい行事を対象として「行事保険（当日参加対応型）」の引受も行います。

対象

対象団体と行事内容は下記のとおりです。

■ 対象団体

対象団体
福祉等に従事する非営利団体
ボランティア団体等の市民活動団体

※営利企業が実施主体である行事は補償の対象外としていますが、営利企業が非営利で行う社会貢献活動に限り補償対象とします。

■ 対象となる行事

対象行事
保健・医療または福祉の増進を図る活動
社会教育の推進を図る活動
学術・文化・芸術またはスポーツの振興を図る活動
子どもの健全育成を図る活動
まちづくりの推進を図る活動
災害救援活動
人権の擁護または平和の推進を図る活動
国際協力の活動
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
その他、福祉団体や団体同士の親睦活動 等

留意事項等 (担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定)

- ○○
- ○○

制度活用の手続き

手続きの流れを図で示す予定

- 行事保険に加入しようとする際は、加入申込票、加入者名簿、払込用紙が必要となります。
- 行事保険を申込みようとする際は、参加者全員の名簿が必要となります。ただ、当日参加対応型の場合、当日参加者全員の名簿が必要となります。(事後提出)
- 氏名、住所、電話番号は名簿の必須項目になりますが、当日参加対応型の場合、氏名のみとなります。

問合せ

内容	担当
行事保険に関すること	社会福祉法人 千代田区社会福祉協議会 ☎ 03-6265-6522
	有限会社 東京福祉企画 ☎ 03-3268-0910

16 ヘブンアーティスト事業

概要

東京都では、文化振興の一環として、公園等の公共の場所を音楽演奏やパフォーマンスを行う場所として開放することで、アーティストたちが互いに切磋琢磨して、創造し表現する場を提供するとともに、都民や東京都を訪れる方が身近な所で文化に親しむ機会を提供することを目的とする事業です。

ヘブンアーティストは、東京都が実施する専門家による審査に合格し、ライセンスを交付されたアーティストです。ライセンスを交付されたアーティストは、東京都が指定する都立公園や民間施設等の決められた場所で、あらかじめ予約した日時に、音楽演奏やパフォーマンスを行うことができます。

対象

対象団体と行事内容は下記のとおりです。

■ 対象団体

対象団体
ヘブンアーティストのライセンスを有する者

■ 千代田区における活動可能な地域

対象地域
丸の内ビルディング マルキューブ外構部
東京国際フォーラム 地上広場
東京交通会館 1階書点前
日本ビル前中央道

留意事項等 (担当課等へのアンケートに基づき、特に注意していただきたい内容等を掲載予定)

- ○○
- ○○

制度活用の手続き

手続きの流れを図で示す予定

- ヘブンアーティストに応募しようとする際は、応募用紙、写真、活動内容が分かる映像資料（DVD）が必要となります。
- 音楽部門とパフォーマンス部門は、同時に応募できません。
- このライセンスは、一般の路上などでの音楽演奏やパフォーマンスを認めるものではありません。

問合せ

内容	担当
ヘブンアーティスト事業に関すること	東京都 生活文化スポーツ局 文化振興部 文化事業課内 ヘブンアーティスト事務局 ☎ 03-5320-7585

第 5 章

エリアマネジメント活動の流れ

- 本章では、地域の QOL の向上につながる活動の実施のために、様々な制度等を活用して実現に至るまでの流れの例をケース別に示します。

イメージ図追加予定

1 公共空間を使ったイベント活動の実施

(1) 公園を利用する場合

地域の求める QOL : 地域コミュニティの醸成

実施内容・実施場所の検討

公園でこんなことをやりたい！

スポーツイベント

マルシェ

お祭り

など

露店や工作物等を設置しますか？

いいえ

【手続き】(開催約△ヶ月前)
・公園使用許可 (P.Oを参照)

はい

飲食を提供又は販売をしますか？

いいえ

【手続き】(開催約△ヶ月前)
・公園使用許可 (P.Oを参照)
・公園占用許可 (P.Oを参照)

はい

火気を使用しますか？

いいえ

【手続き】(開催約△ヶ月前)
・公園使用許可 (P.Oを参照)
・公園占用許可 (P.Oを参照)
・食品営業許可 (P.Oを参照)

はい

【手続き】(開催約△ヶ月前)
・公園使用許可 (P.Oを参照) ・公園占用許可 (P.Oを参照)
・食品営業許可 (P.Oを参照) ・防災管理選任届 (P.Oを参照)
・火災予防上必要な業務に関する計画届出 (P.Oを参照)

はい

イベント活動の実施・開催

地域の求める QOL の向上につながったか、日常化に向けた検証

2 地域で活動する団体をつくりたい

(1) 地域で活動する団体となるまでの流れ

個人→グループ→地域団体等→エリアマネジメント団体等へのステップアップの流れを作成予定

第 6 章

エリアマネジメント活動の展開に向けて

- 本章では、千代田区のエリアマネジメント活動をより一層展開していくため、今後検討すべき事項について、以下に示します。

1 活動の手続きの簡潔化

- エリアマネジメント活動をしたい方が各種制度等を利用しやすいように、相談窓口の設置や手続きのワンストップ化等について検討します。

2 制度活用の促進に向けた基準等の明確化

- 各種制度等について、だれが、どこで、どのような活動の際に利用できるかなどの基準を明確にすることを検討します。
- また、区民等がエリアマネジメント活動にチャレンジしやすくなるように、活動場所となる公共空間等の日時や曜日による違い（混雑状況、使いやすさ等）や、占有できる公園、使用できる広場、民間施設等の情報を整理し、発信することを検討します。

3 区の支援制度等の拡充

- 多様な主体によるエリアマネジメント活動が展開され、それらが連携しエリアマネジメント団体の設立へとつながるように、エリアマネジメント活動を展開しやすくなるための支援制度や、活動団体の成長を支援するための支援制度等を検討します。

（例）各種制度等の利用がしやすくなるエリアマネジメント活動の認定制度

都市再生推進法人と同様の制度活用を認める準都市再生推進法人認定制度 等

4 主体間の共通認識と連携の構築

- エリアマネジメント活動は、地域の求める QOL の向上につなげる必要があることから、個人やグループ等の主体間の地域における共通認識の構築が重要となってくることから、共通認識の構築方法等について検討します。
- また、エリアマネジメント活動は、多様な主体が個別に活動するのではなく、連携して活動することで、一層多様な交流が生まれ、地域への愛着とつながりが向上することが期待されます。そのため、多様な主体間の連携方法の構築について検討します。

5 エリアマネジメント活動の地域経営化

- エリアマネジメント活動は、一度のみの活動で終わるのではなく、活動後に効果等を検証し、継続的な活動とすることや日常化されることが重要です。そのため、例えば地域活動で得た収益を地域に還元することを条件とした収益活動により、地域が地域のための経営をするためのエリアマネジメント活動を認めることの検討や、それらの展開に向けたエリアマネジメント団体のあり方等について検討します。

資料編

1 エリアマネジメント活動で活用する制度等

(1) 活用場所を確保するための制度等

類別	制度名	参照ページ
道路	道路占用許可	本編
	道路使用許可	本編
	道路占用許可の特例	資料編
	ほこみち（歩行者利便増進道路）	資料編
	道路協力団体制度	資料編
公園	公園占用許可	本編
	公園使用許可	本編
	都市公園占用許可の特例	資料編
	看板等設置に係る都市公園の占用許可の特例	資料編
河川	河川敷地占用許可	本編
	河川敷地占用許可の特例	資料編
公開空間	東京都特定街区運用基準（有効空地の活用）	本編
	普通財産の活用	資料編
広場	千代田区立広場の設置及び管理に関する要綱	本編
公開空地	公開空地の一時占用	本編

(2) 活動内容によって必要となる手続き等

類別	制度名	参照ページ
飲食	食品営業許可	本編
防火	露店等開設届出	本編
	防火管理者選任届	本編
	火災予防上必要な業務に関する計画届出	本編
広告	屋外広告物許可申請	本編
保険	ボランティア保険	本編
	行事保険	本編
文化	ヘブンアーティスト事業	本編

(3) 活動を支援する制度等

類別	制度名	参照ページ
文化	文化事業助成	資料編
	東京歴史まちづくりファンド	資料編
	Living History 促進事業	資料編
環境	ヒートアイランド対策助成	資料編
商工	千代田区商工関係団体の事業補助	資料編
防犯	防犯設備（防犯カメラ等）の整備等に対する補助金	資料編
まちづくり	まちなかウォークアブル推進事業	資料編
	ウォークアブル推進税制	資料編
	都市再開発支援事業の活用	資料編
	交流・滞在空間の充実化に対する金融支援	資料編
	水辺のにぎわい創出事業	資料編
	民間都市再生事業計画認定制度	資料編

(4) 地域の活動を取組む仲間や団体をつくるための制度等

類別	制度名	参照ページ
まちづくり	都市再生推進法人	資料編
	まちづくり会社	資料編
	まちづくり団体の登録制度（東京のしゃれた街並みづくり推進条例）	資料編
	市町村都市再生協議会の組織	資料編
防犯	地域防犯パトロール団体活動助成	資料編

(5) 地域のルール・価値をつくるための制度

類別	制度名	参照ページ
まちづくり	都市再生整備計画の提案制度	資料編
	都市計画の決定等の提案	資料編
	都市再生（整備）歩行者経路協定	資料編
	低未利用土地利用促進協定	資料編
	官民連携まちなか再生推進事業	資料編
	一体型滞在快適性等向上事業（一体型ウォークアブル事業）	資料編
	地区計画制度	資料編
	建築協定制度	資料編
	都市利便増進協定	資料編
	区道通称名の提案制度	資料編
	都市安全確保促進事業の活用	資料編
公園	市民緑地認定制度	資料編
	公園施設の設置管理許可の特例制度	資料編
	公園施設設置管理協定制度	資料編
交通	都市再生駐車施設配置計画	資料編
	駐車場の地域ルール	資料編
	特定路外駐車場の届出制度	資料編
	路外駐車場出入口の設置制限	資料編
	附置義務駐車施設の集約化・出入口設置制限	資料編

景観	景観計画の作成等の提案	資料編
	街並み景観づくり制度	資料編
	景観まちづくり重要物件	資料編
	景観重要建造物・景観重要樹木	資料編
	東京都選定歴史的建造物の選定	資料編
	アダプトシステム	資料編
	かわまちづくり支援制度	資料編
文化	文化財の指定登録制度	資料編
	まちの記憶保存プレート	資料編

(6) 継続的に活動をしていくための制度等

類別	制度名	参照ページ
広告	屋外広告物を活用したエリアマネジメント支援事業	資料編
商工	クラウドファンディング活用による資金調達支援	資料編
まちづくり	街なみ環境整備事業	資料編
	共同型都市再構築業務	資料編
	グリーンアセット等整備支援業務	資料編
	まち再生出資業務	資料編
	まちなか公共空間等活用支援事業	資料編
	まちづくりファンド支援事業	資料編
	千代田まちづくりサポート	資料編
	地域再生エリアマネジメント負担金制度	資料編
	都市環境維持・改善事業資金	資料編
	都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例	資料編